

〔七九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年三月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 久世複合店舗

所在地 真庭市久世字河元二二九一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役 野口 重明

3 変更事項

㊦ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）

届出書添付図面三に記載のとおり

百二平方メートル（荷さばき施設一 二十四平方メートル、荷さばき施設二 三十平方メートル、荷さばき施設三 二十四平方メートル、荷さばき施設四 二十四平方メートル）

（変更後）

届出書添付図面四に記載のとおり

百二十六平方メートル（荷さばき施設一 二十四平方メートル、荷さばき施設二 三十平方メートル、荷さばき施設三 二十四平方メートル、荷さばき施設四 二十四平方メートル、荷さばき施設五 二十四平方メートル）

イ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）

届出書添付図面三に記載のとおり

二十七・四立方メートル（保管施設一 十七・四立方メートル、保管施設二 九立方メートル、保管施設三 〇・五立方メートル、保管施設四 〇・五立方メートル）

（変更後）

届出書添付図面四に記載のとおり

二十七・四立方メートル（保管施設一 八・七立方メートル、保管施設二 九立方メートル、保管施設三 〇・五立方メートル、保管施設四 〇・五立方メートル、保管施設五 八・七立方メートル）

㊧ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設の追加

（変更後）午前六時から午後十時まで

4 変更年月日

令和六年三月二十九日

二 届出年月日

令和六年三月六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年三月十九日から同年七月十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び真庭市産業観光部産業政策課